

令和2年度 第2回宝塚市地域公共交通協議会（書面）の結果

回答数：18名、委員の総数18名（委員詳細別紙1）

結果、修正依頼・意見	今後の対応
<p>【報告】議案第1号 協議会規約の変更について （意見） ・特になし</p>	
<p>【審議事項】議案第2号 地域公共交通網形成計画（案）について （結果） 賛成12名 会長一任6名 反対0名 本議案について、原案のとおり承認する。</p> <p>（意見） ・この計画は協議会が主体となって作成するものであることから市の内部調整が一定必要であると思う。庁内検討会議等を設置して計画づくりを進めるべきではないか。</p> <p>・工程③市民等の移動実態及びニーズ把握の方法</p> <p>・工程④市内の公共交通事業者、福祉有償運送等の主体へのヒアリング調査の主体とは何を指すのか。また自家用有償旅客運送は対象か。</p> <p>・市民の意見及び要望が計画に十分に反映されるようにして欲しい。</p> <p>・現計画のフォローアップ作業において市民の意見や要望等も踏まえるのか。</p>	<p>（意見への回答） ・庁内検討会等にて庁内調整を図りながら計画を策定します。</p> <p>・アンケート調査等により移動実態及びニーズの把握を想定していますが、業者提案内容によっては変更する可能性があります。</p> <p>・主体とは株式会社阪急バス等の市内公共交通事業者です。なお、自家用有償運送事業者については市内業者の把握が難しいため、対象としていません。今後は市内の自家用有償旅客運送事業者の調査に努めます。</p> <p>・素案作成後にパブリックコメントを実施し、市民の意見を賜りたいと思います。</p> <p>・現計画のフォローアップは協議会委員の皆様と実施します。市民の意見や要望等については次期計画策定のパブリックコメント時に反映させたいと思います。</p>

<ul style="list-style-type: none"> ・将来のまちづくりの重要な計画であるため、関連部署との連携が非常に重要であると思う。協議会に市の関連部署の参加は必要ではないか。 ・業務発注作業の工程②～⑦は事務局が進めるのか。 ・既に①である程度問題点、要望等が纏められているので、外部の会社の方が関連部署と問題点のヒアリング、整理等を行う様な内容なのか。 ・市の大きな方針は決めているので、業者がどのような内容の仕事をするのか。 ・発注時点の認識と異なる内容等が出てきた場合には、費用等の見直しも行うのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の公共交通に関するマスタープランとなることから庁内検討会等にて、庁内調整を図りながら計画の策定を目指します。なお、協議会メンバーには市の基本方針となる総合計画の策定を担当する部署から1名が委員として含まれています。 ・受注者との連絡調整等の事務は事務局が担当しますが、あくまでも協議会が発注する委託業務になりますので、適宜委員の皆様にご審議いただきながら進めたいと思います。 ・①の工程はあくまでも協議会委員の皆様と現計画についてフォローアップを行う内容になります。次期計画では、庁内検討会を通して得た意見を事務局から受注者に伝えることが主となりますが内容次第では受注者が個別でヒアリング等を行うことがあります。 ・次回協議会で仕様書（案）についてご審議いただきたいと考えています。確定した仕様書に基づいて受注者が業務を行います。 ・受注者から発注時点の認識と異なる内容が提出された場合は、協議を行った上で必要に応じて契約もしくは金額の変更をします。
<p>【審議事項】 議案第3号 計画策定業務の発注方式について</p> <p>(結果)</p> <p>承認12名 否承認0名 会長一任6名</p> <p>本議案について、原案のとおり承認する。</p> <p>(意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の移動実態及びニーズの把握方法 <ul style="list-style-type: none"> ・会社選択はコストが安く最大の効果を引き出す方 	<p>(意見への回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査等により移動実態及びニーズの把握を想定していますが、業者提案内容によっては変更する可能性があります。 <ul style="list-style-type: none"> ・今後の宝塚市の目指すまちづくりとの整合性を

<p>法で行ってほしい。見積を行うための「仕様書」に外部会社に何を依頼して何を提案してもらうのかを明確にして入札すべきと思う。そのためには市民が将来の宝塚市をどのようなまちにしたいのか、この点を明確にする必要があると思う。</p>	<p>図りながら仕様書（案）を作成します。</p>
<p>【審議事項】議案第4号 契約及び財務に関する規程の変更について 承認12名 否承認0名 会長一任6名 本議案について、原案のとおり承認する。</p> <p>(意見) ・特になし</p>	

別紙 1

■協議会の構成

委員 18名（以下敬称略）

- （会長） 学識経験者 喜多秀行 （神戸大学名誉教授）
交通事業者 野津俊明 （阪急バス株式会社 営業企画部部长）
交通事業者 岡伸治 （阪神バス株式会社 経営企画部部长）
交通事業者 川崎祥司 （阪急タクシー株式会社 取締役営業部部长）
交通事業者 水田節男 （公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事）
交通事業者 五十嵐一俊 （一般社団法人兵庫県タクシー協会 副会长）
国土交通省 田橋一 （神戸運輸監理部兵庫陸運部首席運輸企画専門官）
公安委員会 正置好章 （兵庫県宝塚警察署交通課長）
道路管理者 谷口徳男 （兵庫県宝塚土木事務所所長）
道路管理者 築田敏弘 （宝塚市都市安全部部长）
自治体 恒藤博文 （宝塚市技監）
自治体 吉田康彦 （宝塚市企画経営部部长）
市民 上坂和子
市民 田中悦司
市民 井上聖
市民 田中豊
市民 坂本敏
交通事業者 下原裕史 （株式会社フクユ 営業所長）

オブザーバー 3名

- 交通事業者 生田佳寛 （神姫バス株式会社 三田営業所副所長）
労働組合 平尾亮 （兵庫県交通運輸産業労働組合宝塚ブロック議長）
自治体 三宅豊文 （兵庫県交通政策課 副課長）

事務局 4名

- 池澤伸夫 （宝塚市都市安全部建設室長）
岸本二三男（宝塚市道路政策課長）
安井悠喜 （宝塚市道路政策課係長）
中川朋美 （宝塚市道路政策課係員）

■開会（協議会の成立等）

- 委員 18名全員の書面回答があったことをもって協議会規約第 7 条に基づく過半数の出席要件を満たすため会議成立。
○会議については、公開とする。